第3回「暴力の根絶」プロジェクト 会議資料

平成 25 年 5 月 13 日 (月) 18:00~

講道館新館2階 教室

		頁
1.	暴力発生時の処分に関するワーキンググループ報告	1
2.	日本学生野球憲章他、規則	5
3.	暴力の定義、メカニズム、ロードマップに関するワーキンググループ報告	41
4.	暴力根絶に向けて(案)	45
5.	暴力根絶プロジェクトロードマップ	別紙
6.	スポーツ界における暴力行為根絶宣言	別紙

暴力根絶プロジェクト

(H25.5.6)

担当 吉見浩二

ワーキンググループ 議事録

決定事項 (加筆修正)

・暴力根絶に向けて取り組み

短期的な取り組みとして(6月3日まで検討、9月施行開始)

※5月中に決定し、6月の理事会に提出でき、現実的に実行できる事柄について議論した。

- 6月決定以降、9月まで衆知期間、9月以降厳格に扱う。さらに、施行後6ヶ月後に追加・削除・加筆などの検討を行う。
- ①大会主催者は大会事務局に暴力根絶委員を配置し、大会期間中の暴力相談窓口を設置する(義務)。
- ②大会期間中を含めて、現場で誰もが確認できた暴力についてはスピーディーな対応をする。県柔連、加盟団体及び大会主催者で対応し、全柔連に報告する。

処分権の委譲に関しては総務委員会と今後協議し決定する予定。

- ③暴力行為について身体的な暴力を中心に、言葉によるハラスメント、 セクシャルハラスメントなどを取り扱うが、6月以降順次精神的な案件、 性的な案件などについても積極的に議論する。
- ④全柔連の規定を各県柔道連盟に委譲する。

※口頭注意、文書による戒告までの案件については、各県柔道連盟、加盟団体及び大会主催者に処分の権限を委譲する。・・・・この件は各県柔道連盟については確認事項。加盟団体及び大会主催者については確認されてないが、議論の過程では加盟団体及び大会主催者も処分権を持ち現場でのスピーディーな対応をすることが確認された。

- ⑤口頭注意などの処分が下った時点で暴力行為を起こした当事者から誓約書を 提出させる。・・・・内容については今後検討する必要がある。
- ⑥連帯責任は取らせない。・・・当事者の確認(処分対象は実行した者あるいは 暴力行為の指示を出した者などとする。現場にいても行為に及ばなかった者は 罰しない。学校責任、所属責任としてとしては全柔連は処分しない。)
 - ⑧弁明の機会は必ず与える。

暴力行為を犯した指導者、暴力行為を受けた被害者から状況などを聴取する。

- ⑨ポスター作成(道場内専用)→広報委員会へお願いする。
- ⑩プログラムに暴力根絶についての趣旨説明及び全柔連の方針を掲載する。
- →広報委員会にお願いする。(本委員会では6月以降議論する)

暴力根絶プロジェクト ワーキング(2)

5月6日 吉見

処分について

所属 • 組織

(案)

- ①会社、大学、高校、中学校・・・所属長通知&本人勧告
- ②少年団・・・ 代表に通知&本人勧告
- ③町道場・・・ 代表に通知&本人勧告

各県柔道連盟、学柔連、高体連、中体連代表者への通知&本人勧告 町道場及び少年団の指導者が対象となった場合は県柔連が対応に当たる。

処分内容(第7条)

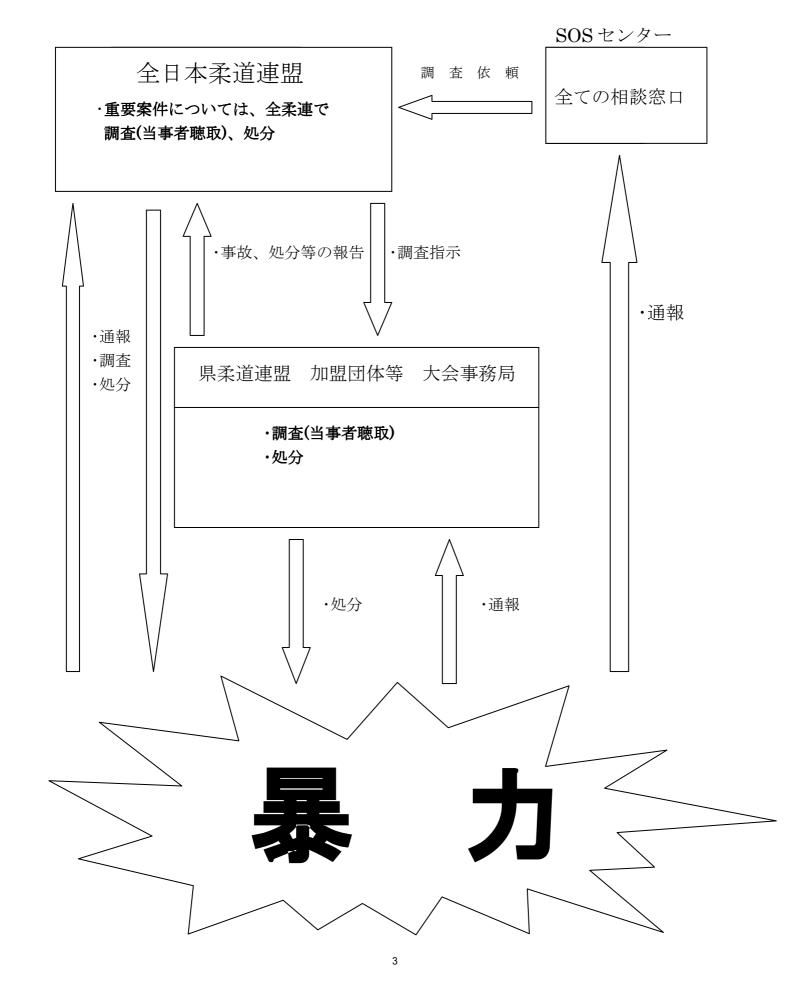
- ・口頭注意・・・・・・ (医療機関にかかっていない)
- ・文書による戒告・・・口頭注意2度目、複数回(一度に複数回)
- ・期間を定めた会員登録停止・・・・
- ・会員登録の永久停止・・・・・

課題

※具体例を示す必要がある。

- ・暴力行為の認定に関わることから、暴力行為の程度についてもガイドラインが提出されてからすり合わせをして対応する。
- ※全柔連が直接関わるのはどこから?
 - ・現場で対応した案件については全てのものを文書で全柔連に報告する。
 - ・会員登録に関わる案件から直接関わる。
 - ・医療機関にかかる傷害などについては全柔連が処分を下す。
- ※文書による戒告以上の措置の場合は一度現場から離す必要はないか?
- ※少年団の場合は保護者への説明必要?
- ※上記のものは組織及び各種団体に属して、柔道指導している者には有効な手段かもしれないが、少年団などボランティアで柔道を指導している者には拘束力としては働かない 恐れがある。柔道好きな有段者が指導しているあるいは柔道を知っている者が教えてい るなどの場合はどうするか?・・・死亡事故などは少年柔道の現場で起こっている。
 - ・指導者登録している人
 - セ ない人→県柔連単位で対応する

※啓発・啓蒙活動をする





日本学生野球憲章

前文

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立って行う教育活動の一環として展開されることを 基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつも のとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを 作り上げてきた。

本憲章は、昭和21(1946)年の制定以来、その時々の新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靭な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靭な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」

と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。

もちろん、ここに盛られたルールのすべてが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであるう。

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人日本学生野球協会(以下「日本学生野球協会」という。)は、大学野球および高等学校野球(以下「学生野球」という。)の組織、活動および運用の基準として日本学生野球 憲章(以下「本憲章」という。)を定める。

(学生野球の基本原理)

- 第2条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。
 - ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を 備えた人間の育成を目的とする。
 - ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
 - ③ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。
 - ④ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
 - ⑤ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
 - ⑥ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への 取り組みを推進する。
 - ⑦ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織による管理・運営を理念と する。

(定義)

- 第3条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 学生野球団体 日本学生野球協会、公益財団法人全日本大学野球連盟(以下「全日本大学野球連盟」という。)、公益財団法人日本高等学校野球連盟(以下「日本高等学校野球連盟」という。)、全日本大学野球連盟の加盟団体である各地区大学野球連盟(以下全日本大学野球連盟と各地区大学野球連盟を「大学野球連盟」という。)、日本高等学校野球連盟の加盟団体である各都道府県高等学校野球連盟(以下日本高等学校野球連盟と各都道府県高等学校野球連盟を「高等学校野球連盟」という。)をいう。
 - ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
 - ア 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本

大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。

- イ 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、 日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟 する資格および基準を定める。
- ③ 野球部 加盟校において、教育活動として位置づけられた野球(大学にあっては硬式野球、高等学校にあっては硬式野球および軟式野球)を活動内容とする部をいう。
- ④ クラブチーム 加盟校の部員および同校元部員の混合チームであり、加盟校の責任の下に活動するものをいう。
- ⑤ 学生 加盟校の学生および生徒をいう。
- ⑥ 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。
- ⑦ 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。
- ⑧ 指導者 加盟校の学校長(大学の学長および高等学校の校長)ならびに野球部の部長、 監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう。
- ⑨ 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者をいう。
- ⑩ 学生野球団体の役員 学生野球団体の理事、評議員、監事などの役職者をいう。
- ① 試合 野球部または野球部員が参加して行う野球競技をいう。
- ② 大会 3 チーム以上の野球部が複数の試合を行い、順位を競う野球競技をいう。
- ③ 学生野球構成員資格(以下「学生野球資格」という。) 部員、クラブチーム参加者、指導者、 審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。
- ④ プロ野球選手 国を問わず、野球をすることで報酬を得ている者をいう。
- ⑤ プロ野球団体 国を問わず、プロ野球選手を組織する団体をいう。
- ⑩ プロ野球関係者 国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体の役員、審判員、 職員、監督、コーチ、トレーナー、スカウトなど全ての構成員をいう。
- ① 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ® 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑨ 審査室 日本学生野球協会が定める手続に基づき選任された審査員によって構成され、 理事会および評議員会から独立した審査機関をいう。

(学生野球を行う機会の保障)

第4条 学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。

(部員の権利と義務)

- 第5条 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。
- 2 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有し、かつ本憲章を遵守する義務を負う。

(学生野球団体の責務)

- 第 6 条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。
- 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連盟または日本高等学校野 球連盟に対し指導・助言を行う。
- 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟は各都道府 県高等学校野球連盟を通じて、それぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
- 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、部員、選手、指導者および審判員の 登録に関する規則を定める。

(学生野球団体の役員の責務)

第7条 学生野球団体の役員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

(審判員の責務)

第8条 学生野球団体の審判員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を 目指す。

(加盟校および指導者の責務)

- 第 9 条 加盟校および指導者は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。
- 2 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。

- 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学 野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 4 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前 2 項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

第2章 学校教育の一環としての野球部活動

(学校教育と野球部の活動との調和)

- 第 10 条 野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。
- 2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて 配慮しなければならない。この場合、原則として 1 週間につき最低 1 日は野球部としての活動 を行わない日を設ける。
- 3 学生野球団体は、前 2 項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容など について基準を定めるものとする。
- 4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第 1 項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮をしなければならない。

(加盟校の部員への指導)

- 第 11 条 加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。
- 2 加盟校および指導者は、部員に対して、自ら人格を磨き、他の学生から信頼を受けるよう指導 しなければならない。

第3章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

- 第 12 条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加 することができる。
 - ① 全国大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野

球連盟が主催するもの

- ② 地域大会にあっては、関係する学生野球団体が主催するもの
- ③ 国際試合・大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの
- ④ 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の定めに従って、当該加盟校の主催 するもの
- ⑤ クラブチームの試合にあっては、当該加盟校の主催するもの
- ⑥ 複数の加盟校から選抜された選手で構成するチーム(ピックアップチーム)の試合にあっては、日本学生野球協会の定めるところにより承認を得たもの
- ⑦ 前 6 号以外の試合・大会にあっては、日本学生野球協会が本憲章の理念に合致するとして承認したもの
- 2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営 に関して報酬を受けてはならない。
- 3 学生野球団体は、主催する試合・大会において、学生野球団体の運営経費、試合・大会に必要な経費および参加学校における体育の普及と発展に必要な経費に充当するため入場料を 徴収することができる。
- 4 日本学生野球協会は、試合・大会の運営に関する規則を定める。

(試合・大会出場選手資格)

第 13 条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第 2 条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。

第4章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

(学生野球資格)

- 第 14 条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、学生野球資格を持たない。
- 2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、学生野球資格を失う。
- 3 学生野球資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、指導者、審判員および学生野球 団体の役員となることができない。

(学生野球資格を持たない者との関係の基本原則)

- 第 15 条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、学生野球資格を持たない者(本憲章により除名処分を受けて学生野球資格を失った者を除く。)と交流することができる。
 - ① 練習、試合など
 - ② 講習会、シンポジウムなど
 - ③ その他学生野球の発展に資する活動
- 2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。
 - ① 学生野球が商業的に利用されてはならないこと。
 - ② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇用などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める規則に従うこと。
 - ③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学 生野球資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。
 - ④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

(学生野球資格の回復)

第 16 条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。

(他の野球団体との関係)

第 17 条 部員、指導者および学生野球団体の役員は、学生野球団体または学生野球団体を構成団体とする野球団体以外の野球団体の構成員となることはできない。ただし、日本学生野球協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第5章 学生野球にかかわる寄附または援助

(学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則)

第 18 条 学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

2 学生野球に対する寄附または援助は、本憲章の趣旨に合致し、かつ本憲章に定めるもののみ 認められる。

(学生野球団体が受ける寄附または援助)

第19条 学生野球団体は、学生野球の発展のために寄附または援助を受けることができる。

(加盟校が受ける寄附または援助)

- 第 20 条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を 受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 加盟校は、寄附または援助を受ける場合には、寄附者・援助者の氏名、住所、寄附または援助の内容・金額を記録しなければならない。
 - ② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費のために支出しなければならない。剰余金は、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出することができる。
- 2 加盟校は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などの締結を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 加盟校は、前項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(野球部が受ける寄附または援助)

第 21 条 野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄 附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければ ならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第 22 条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要と認める場合は、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および使途に関し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

- 第 23 条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、部員であることまたは学生野球を行うことに対する援助、対価または試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。ただし、日本学生野球協会が認めたものはこの限りではない。
- 2 部員は、次に定めるものを除き、加盟校から経済的な特典を受けてはならない。

- ① 奨学金制度に基づく金品の貸与または支給
- ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める基準に基づく、入学および 在籍に必要な費用の一部または全部の免除
- 3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを将来締結 することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 4 部員、親権者またはその代理人は、前 3 項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

- 第 24 条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。
- 2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 指導者は、前2項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

第6章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関与する基本原則)

- 第25条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、 学生野球に関与している事実を示して、公益的活動に協力をすることができる。ただし、営利団 体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得 なければならない。
- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、 報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する基本原則)

- 第 26 条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。
- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、報酬を得てはなら

ない。

3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材 に対し、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与す る場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

- 第 27 条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像および予め提供された個人情報を学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。
- 2 学生野球団体が、前項の記事、放送、出版物の再利用を許諾する場合については前項を準用 する。

第7章 注意・厳重注意および処分

(注意・厳重注意)

- 第 28 条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を 実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員に 対して注意または厳重注意をすることができる。
- 2 注意および厳重注意は書面をもって行う。
- 3 厳重注意の場合には、それを受ける者から改善計画書を提出させる。
- 4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な指導をすることができる。
- 5 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意を行ったときには、すみやかに日本学生野球協会に対して報告をする。
- 6 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意および厳重注意に関する規則を定めるものとする。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第 29 条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球

団体の役員が本憲章に違反し、または前条の注意または厳重注意にしたがわない場合には、 当該の者に対して処分をすることができる。

- 2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しても処分をすることができる。
- 3 日本学生野球協会は、加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしく はその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または 野球部に対して処分をすることができる。
- 4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して指導をすることができる。
- 5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

(処分の種類)

- 第 30 条 処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
 - ② 対外試合禁止 処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
 - ③ 登録抹消·登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
 - ④ 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

(処分の手続)

- 第 31 条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査 決定を行わせる。
- 2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な手続を保障される。
- 3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の 権利を守るための適正な手続が保障される。
- 4 本憲章の定めた手続により処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益な扱いを受け

ない。

5 処分に関する手続は日本学生野球協会規則で定める。

第 8 章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する 不服申立

(学生野球団体の決定、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の注意・厳重注意に対する不服申立)

- 第 32 条 学生野球団体が行った決定(日本学生野球協会の決定を除く。)および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または厳重注意に対して、対象者は日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会に対して不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定に不服がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して日本学生野球協会が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

(審査室の処分決定および日本学生野球協会の決定に対する不服申立)

- 第 33 条 審査室が行った処分決定に対して、被処分者は日本学生野球協会規則が定めるとこ るに従い日本学生野球協会に対して不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の日本学生野球協会の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

第9章 憲章の解釈と改正手続

(日本学生野球憲章の解釈)

第34条 本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

(日本学生野球憲章の改正)

- 第35条 本憲章は、日本学生野球協会理事会の提案に基づき、評議員会の議決によらなければ、 これを改正することができない。
- 2 この議決には、総評議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

(施行日)

第1条 本憲章は平成22(2010)年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 本憲章 7 章および第 8 章の規定の内、注意、厳重注意、処分および不服申立の 手続きに関するものは、本憲章の施行前に生じた事案にも適用する。

昭和21年12月21日 学生野球基準要項として制定

昭和25年1月22日 日本学生野球憲章と改正

昭和38年2月11日 改正

昭和40年2月6日 改正

昭和46年2月13日 改正

昭和53年2月22日 改正

昭和54年7月12日 改正

平成4年2月14日 改正

平成22(2010)年2月24日 全面改正

平成 24(2012) 年 4 月 18 日 改正

以上

処分に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章第7章に基づく処分および処分に付随する指導、並びに、処分の解除・変更に関する審査決定手続を定める。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、日本学生野球協会事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(免責)

第3条 審査員、日本学生野球協会、日本学生野球協会の役員および事務局職員は、故意また は重過失による場合を除き、審査手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責 任を負わない。

(処分手続における野球部の代表者)

第4条 野球部に対する処分手続においては、学校長が加盟校の野球部を代表する。

(処分手続における住所地)

- 第 5 条 部員、選手または指導者に対する処分手続においては、部員、選手または指導者の住所は、所属する加盟校の住所地とする。
- 2 審判員または学生野球団体の役員に対する処分手続においては、審判員または役員の住所 は、所属する学生野球団体の住所地とする。

第2章 処分申請について

(処分申請)

第6条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、事案の調査に基づき処分を相

当と認めるときは、日本学生野球協会に対して次に掲げる事項を含む書面をもって処分申請を行う。

- ① 処分対象者の表示
 - ア 処分対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
 - イ 処分対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
 - ウ 処分対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部 における役職
 - エ 処分対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体 および役職
 - オ 処分対象者が学生野球団体の場合は、学生野球団体名
- ② 処分の対象となった事実
- ③ 処分の種類と内容を決めるに考慮すべき事実
- ④ 処分の内容(有期の処分の場合にはその始期と終期)についての意見
- ⑤ 処分に付随して行うべき指導についての意見
- ⑥ 関係者の弁明の内容および関係者が自ら提出した弁明書
- ⑦ 処分申請を行った日
- 2 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、緊急に処分の効果を生じさせる必要 があるときは、日本学生野球協会に対して書面をもって緊急審査を申請することができる。
- 3 第 1 項の処分申請は、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が処分の対象となる事実を知った日から 3 か月以内に行わなければならない。但し、処分対象たる事実について 3 か月以内に調査を完了することが困難な場合は、審査室にその旨を報告し、処分申請の期間の延長を求めることができる。
- 4 第1項の処分申請は、処分の対象となる事実があってから3年を経過した場合には行うことはできない。
- 5 日本学生野球協会審査室は、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対して、 本憲章に違反する事実があると疑われるときは、事案の調査を求めることができる。

(処分手続の非公表)

第7条 学生野球団体は、本規則に基づき審査室が処分を決定するまでの間、事案に関する公表を行わない。ただし、審査室長が公表を承認した場合はこの限りではない。

第3章 審査室による処分に関する審査

(審査の請求)

第8条 日本学生野球協会は、本規則に基づく処分申請があった場合は、すみやかに審査室長 に審査を求める。

(審査手続の開始)

第9条 審査室長は、審査請求があったときは、すみやかに審査手続を開始する。

(審査の原則)

- 第10条 審査室は、処分申請に対し、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。
- 2 審査手続は審査室長の指揮のもとに行い、書面審査を原則とする。
- 3 審査は、審査員の過半数の出席をもって行う。
- 4 審査室の議決は、出席した審査員の過半数をもって行う。
- 5 審査事案に何らかの形で関与したことがある審査員および審査事案に利害関係を有する審査員は、当該審査事案に関して審査員として審査に加わることができない。
- 6 前項に該当する事実がある場合は、当該審査員の請求によりまたは審査室長が職権で当該 審査員が当該審査に加わることができない旨を宣言する。
- 7 審査員は、当該審査事案について当事者と直接連絡をとってはならない。
- 8 日本学生野球協会役員および事務局長は、審査室長の許可を得て意見を述べることができる。

(事案の解明のための措置)

- 第 11 条 審査室は、処分申請者、処分対象者またはその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、または現地調査をすることができる。
- 2 審査室は、審査期日において、当事者または関係者を聴聞することができる。

(手続の非公開など)

第12条 審査室における審査およびその記録は、非公開とする。

- 2 審査室は、審査結果を適当な方法により公表する。
- 3 審査員および日本学生野球協会の関係者は、審査手続を通じて入手した事実を他に漏らしてはならない。ただし、前項に基づき公表された事実はこの限りでない。

(審査記録)

- 第13条 審査室は、審査を録音・録画することができる。
- 2 審査室は、審査の日時、場所、出席者の氏名および審査事項の概要を記載した審査記録を作 成する。
- 3 審査に関するすべての記録その他の情報は、日本学生野球協会が保管する。

(処分の通知)

- 第14条 審査室は日本学生野球協会会長に対して、書面をもって処分決定を通知する。
- 2 前項の処分決定通知には次の事項を含む。
 - ① 処分申請者の団体名
 - ② 処分対象者の表示
 - ア 処分対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
 - イ 処分対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
 - ウ 処分対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部 における役職
 - エ 処分対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体 および役職
 - オ 処分対象者が学生野球団体の場合は、学生野球団体名
 - ③ 処分の内容および処分に付随する指導の内容
 - ④ 処分手続の経過
 - ⑤ 処分の理由
 - ⑥ 処分の年月日

(処分の通告)

第 15 条 日本学生野球協会は処分対象者に対して、処分決定を口頭で通告し、その後すみやかに処分決定書を送付する。

- 2 前項の処分決定の通告および処分決定書には、前条第2項の事項を含むものとする。
- 3 第1項の処分決定の処分対象者への通告および処分決定書の送付は次の方法による。
 - ① 野球部に対する処分においては、所属する学生野球団体を通じて、当該加盟校の学校長に通告・送付する。
 - ② 部員、選手または指導者に対する処分においては、所属する学生野球団体および加盟校の学校長を通じて、当該対象者に通告・送付する。
 - ③ 審判員または学生野球団体の役員に対する処分においては、所属する学生野球団体を 通じて、当該対象者に通告・送付する。
 - ④ 学生野球団体に対する処分においては、当該学生野球団体の代表者に通告する。
- 4 日本学生野球協会はこの記録を処分決定日から 10 年を経過する日まで保管するものとする。

(処分決定の効力)

- 第16条 処分は、処分が対象者に告知された時効力を生じる。
- 2 処分対象者は、憲章第 33 条第 1 項に基づく日本学生野球協会への不服申立を除き、処分 決定に対する不服申立はできない。
- 3 前項の申立があった場合でも、日本学生野球協会または日本スポーツ仲裁機構により、処分 決定が取り消され、または処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

第4章 緊急審査

(緊急審査委員会)

- 第 17 条 審査室長は、第 6 条第 2 項の緊急審査の申請があり、その必要を認める場合には、3 人の審査員からなる緊急審査委員会を設置し審査させる。審査室長は、緊急審査委員会の長を指名する。
- 2 審査室長は、特に緊急性が高い場合には、1 人の審査員で構成する緊急審査委員会をして 審査させることができる。
- 3 審査室長は、あらかじめ前2項の審査員を指名しておくことができる。

(緊急審査委員会による審査)

第18条 緊急審査委員会による審査は、第3章に定める手続を準用する。

第5章 処分の解除・変更

(処分の解除・変更)

- 第19条 審査室は、処分決定後、処分内容を解除・変更することができる。
- 2 処分内容の解除・変更の審査、決定に関する手続は、第2章および第3章の規定を準用する。

第6章 本規則の改正手続

(本規則の改正手続)

第20条 本規則を改正するには、あらかじめ、審査室の意見を求めなければならない。

附則

(経過措置)

第21条 本規則制定以前に生じた事実に関する本規則に基づく処分申請については、本規則 を適用する。

(施行日)

第22条 本規則は平成22(2010)年4月7日から施行する。

以上

注意・厳重注意および処分申請等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)第 7 章に基づき日本高等学校 野球連盟が行う注意・厳重注意、処分申請および処分の解除・変更申請(以下「注意・処分など の手続」という。)に関する手続を定める。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、日本高等学校野球連盟事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(免責)

第3条 日本高等学校野球連盟、都道府県高等学校野球連盟、これらの連盟の役員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分などの手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(注意・処分などの手続における野球部の代表者)

第4条 野球部に対する注意・処分などの手続においては、校長が加盟校の野球部を代表する。

(注意・処分などの手続における住所地)

- 第 5 条 部員、選手または指導者に対する注意・処分などの手続においては、部員、選手または 指導者の住所は所属する加盟校の住所地とする。
- 2 審判員または都道府県高等学校野球連盟の役員に対する注意・処分などの手続においては、 審判員または学生野球団体役員の住所は所属する学生野球団体の住所地とする。

第2章 事案の調査および審議

(加盟校の事案の調査と報告)

第6条 加盟校の校長は、当該校の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、また は本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、直ちに、事実関係 を調査し、各都道府県高等学校野球連盟に次の事項を報告する。

- ① 校長が認定した事実
- ② 関係者の弁明の内容
- ③ 校長がとった措置
- ④ 校長の所見およびその他審議に関する必要な事項
- ⑤ 当該事案に関する新聞報道記事の写しなど関連資料
- 2 加盟校の校長は、関係者が自ら弁明書の提出を求める場合には、前項の報告書に関係者の 弁明書を添付しなければならない。
- 3 都道府県高等学校野球連盟は、第 1 項の報告を受けたときは、すみやかに日本高等学校野球連盟に加盟校の報告内容を通知する。
- 4 都道府県高等学校野球連盟の所見およびその他審議に関する必要な事項
- 5 都道府県高等学校野球連盟は、加盟校の関係者について、本憲章に違反する事実があると 考え、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、加盟校 の校長に第1項の報告を求めることができる。

(都道府県高等学校野球連盟の事案の調査と報告)

- 第7条 都道府県高等学校野球連盟は、当該連盟の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、 直ちに、事実関係を調査し、日本高等学校野球連盟に次の事項を報告する。
 - ① 都道府県高等学校野球連盟が認定した事実
 - ② 関係者の弁明の内容
 - ③ 都道府県高等学校野球連盟がとった措置
 - ④ 都道府県高等学校野球連盟の所見およびその他審議に関する必要な事項
 - ⑤ 当該事案に関する新聞報道記事の写しなど関連資料
- 2 都道府県高等学校野球連盟は、関係者が自ら弁明書の提出を求める場合には、前項の報告 書に関係者の弁明書を添付しなければならない。
- 3 日本高等学校野球連盟は、都道府県高等学校野球連盟の関係者について、本憲章に違反 する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えら れるときは、都道府県高等学校野球連盟に前項の報告を求めることができる。

(審議委員会による審議)

- 第8条 日本高等学校野球連盟は、審議委員会をもって次の事案について審議する。
 - ① 第6条に基づき加盟校から報告があった事案
 - ② 前条に基づき都道府県高等学校野球連盟から報告があった事案
 - ③ 都道府県高等学校野球連盟について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意または処分申請が必要と考えられる事案
 - ④ 日本高等学校野球連盟の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、または 本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意または処分申請が必要と考えられる事案
- 2 審議委員会の設置・運営は、日本高等学校野球連盟審議委員会規定に定めるところによる。
- 3 審議委員会における審議およびその記録は非公開とする。

(事案の解明のための措置)

- 第 9 条 審議委員会は、審議対象者または関係者に対して、事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、現地に臨んで検査または調査をすることができる。
- 2 審議委員会は、必要があると認めるときは、1 人または数人の審議委員をして前項の措置を行うことができる。
- 3 審議委員会は、審議期日において、審議対象者または関係者から事実関係を聴取することができる。

(審議記録)

- 第10条 審議委員会は、審議を録音・録画することができる。
- 2 審議委員会は、審議委員会の議事録を作成し、審議の日時、場所、出席者の氏名および審議 事項の概要を記載する。
- 3 審議に関するすべての記録その他の情報は、日本高等学校野球連盟が所持し保管する。

第3章 注意・厳重注意決定

(注意・厳重注意決定)

- 第 11 条 審議委員会は、注意・厳重注意を相当とするときは、書面をもって注意・厳重注意決定を会長に通知する。
- 2 前項の注意・厳重注意決定通知には次の事項を含む。
 - ① 注意・厳重注意対象者の表示

- ア 対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
- イ 対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
- ウ 対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部における役職
- エ 対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職
- オ 対象者が都道府県高等学校野球連盟の場合は、都道府県高等学校野球連盟名
- ② 注意・厳重注意の対象となった事実
- ③ 注意・厳重注意の内容(改善計画書を求める場合にはその提出期限を含む)
- ④ 注意・厳重注意をする理由
- 3 注意・厳重注意は、日本高等学校野球連盟が処分の対象となる事実を知った日から3か月以内に行わなければならない。但し、処分対象たる事実について3か月以内に調査を完了することが困難な場合は、審議を延長することができる。
- 4 注意・厳重注意は、処分の対象となる事実があってから 3 年を経過した場合には行うことはできない。

(注意・厳重注意の通告)

- 第 12 条 会長は、審議委員会から注意・厳重注意決定の通知を受けたときは、直ちに、注意・厳重注意対象者に対して、口頭で注意・厳重注意を通告する旨審議委員に指示し、その後すみやかに注意・厳重注意書を送付する。
- 2 前項の注意・厳重注意の通告および注意・厳重注意書には、前条第2項の事項を含むものとする。
- 3 第1項の注意・厳重注意の対象者への通告および送付は次の方法による。
 - ① 野球部に対する注意・厳重注意においては、所属する都道府県高等学校野球連盟を通じて、当該加盟校の学校長に通告・送付する。
 - ② 部員、選手または指導者に対する注意・厳重注意においては、所属する都道府県高等学校野球連盟および加盟校の学校長を通じて、対象者に通告・送付する。
 - ③ 審判員または学生野球団体の役員に対する注意・厳重注意においては、所属する学生野球団体を通じて、対象者に通告・送付する。
 - ④ 都道府県高等学校野球連盟に対する処分手続においては、当該都道府県高等学校野球

連盟の代表者に通告する。

- 4 日本高等学校野球連盟は、前項第 1 号から第 3 号の場合には、注意・厳重注意対象者に関係する都道府県高等学校野球連盟に対して、注意・厳重注意書の謄本を送付する。
- 5 日本高等学校野球連盟は、注意・厳重注意書謄本を決定日から 5 年を経過する日まで保管 するものとする。

(注意・厳重注意の効力)

- 第13条 注意・厳重注意は、注意・厳重注意が対象者に告知された時、効力を生じる。
- 2 注意・厳重注意対象者は、憲章第 32 条第 1 項に基づく日本学生野球協会への不服申立て を除き、注意・厳重注意に対する不服申立てはできない。
- 3 前項の申立てがあった場合でも、日本学生野球協会または日本スポーツ仲裁機構により、注意・厳重注意が取り消され、または注意・厳重注意の効力が停止されるまでの間、注意・厳重注意は効力を失わない。

(手続などの非公開など)

- 第 14 条 注意・厳重注意は原則として公表しない。ただし、審議委員会が特段の事情を認めた場合は注意・厳重注意を公表することができる。
- 2 注意・厳重注意に関する審議およびその記録は、非公開とする。
- 3 審議委員および日本高等学校野球連盟の関係者は、審議手続を通じて入手した事実を他に 漏らしてはならない。但し、第1項に基づき公表された事実はこの限りでない。

(日本学生野球協会などへの報告)

第 15 条 会長は、注意・厳重注意を行った後、すみやかに日本学生野球協会および常任理事会に対してその旨を報告をする。

第4章 処分申請

(処分申請)

- 第 16 条 審議委員会は、処分申請を相当とするときは、書面をもって処分申請決定を会長に通知する。
- 2 前項の処分申請決定通知には次の事項を含む。
 - ① 処分申請対象者の表示

- ア 対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
- イ 対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
- ウ 対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部にお ける役職
- エ 対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職
- オ 対象者が都道府県高等学校野球連盟の場合は、都道府県高等学校野球連盟名
- ② 処分申請の対象となった事実
- ③ 処分の種類と内容を決めるに考慮すべき事実
- ④ 処分の内容(有期の処分の場合にはその始期と終期)についての意見
- ⑤ 処分に付随して行うべき指導についての意見
- ⑥ 関係者の弁明の内容および関係者が自ら提出した弁明書
- ⑦ 処分申請決定を行った日
- 2 会長は、審議委員会の処分申請決定の通知を受けたときは、直ちに、日本学生野球協会に対して処分申請を行う。
- 3 前項の処分申請は、日本学生野球協会が定める期間内に行わなければならない。

(処分対象者への通知)

- 第17条 会長は、処分申請を行った場合は、その旨を処分対象者に通知する。
- 2 前項の通知方法については、第12条を準用する。

第5章 不措置決定

(不措置決定)

- 第 18 条 審議委員会は、注意・厳重注意をすることを相当とせず、かつ、処分を相当としない場合は、措置をしない決定(以下「不措置決定」という)を会長に通知する。
- 2 前項の不措置決定通知には次の事項を含む。
 - ① 不措置決定対象者の表示
 - ア 対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
 - イ 対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
 - ウ 対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部にお

ける役職

- エ 対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職
- オ 対象者が都道府県高等学校野球連盟の場合は、都道府県高等学校野球連盟名
- ② 不措置決定の対象となった事実
- ③ 不措置決定とした理由

(不措置決定対象者への通知)

- 第19条 会長は、不措置決定を処分対象者に通知する。
- 2 前項の通知方法については、第12条第1項ないし第4項を準用する。

(3項は削除)

(常任理事会への報告)

第 20 条 会長は、不措置決定を通知した後、すみやかに常任理事会に対してその旨を報告をする。

第6章 処分の内容の解除・変更申請

(処分の内容の解除・変更申請)

第 21 条 本規則第 2 章および第 4 章の規定は、日本学生野球憲章第 29 条第 5 項に基づく 処分内容の解除変更申請について準用する。

附則

(本規則の改正手続)

第 22 条 理事会が本規則の改正をするには、あらかじめ、審議委員会の意見を求めなければならない。

(施行日)

第23条 本規則は平成22(2010)年4月1日から施行する。

以上

審査室の設置・運営に関する規則

(審査室)

- 第1条 日本学生野球協会に審査員6名以上9名以内を置く。
- 2 審査員は、理事会でこれを選任する。
- 3 審査員はこの法人の理事、監事、評議員を兼ねることはできない。
- 4 審査員の任期は2年とする。
- 5 審査員をもって審査室を構成する。

(審査室長)

- 第2条 審査室に審査室長を置く。
- 2 審査室長は、審査員の互選によって、これを定める。
- 3 審査室長は、審査室長に事故あるときに備え、審査員の中から審査室長の職務を代行する者 をあらかじめ指名する。

(事務)

第3条 この規則による審査決定手続に関する事務は、審査室長の指示に基づき日本学生野球協会事務局が行う。

(審査室の開催)

第 4 条 審査室は、審査室長が必要と認めたとき、または過半数の審査員からの請求があったと きに、審査室長がこれを招集する。

(審査の原則)

- 第5条 審査は、審査員の過半数の出席をもって行う。
- 2 審査室の議事は、出席した審査員の過半数をもってこれを決する。
- 3 審査事案に何らかの形で関与したことがある審査員および審査事案に利害関係を有する審査員は、当該審査事案に関して審査員として審査に加わることができない。
- 4 前項に該当する事実がある場合は、当該審査員の請求によりまたは審査室長が職権で当該 審査員が当該審査に加わることができない旨を宣言する。

5 日本学生野球協会役員および事務局長は、審査室長の許可を得て意見を述べることができる。

(審査記録)

- 第 6 条 審査室は、審査の日時、場所、出席者の氏名および審査事項の概要を記載した審査記録を作成する。
- 2 審査に関するすべての記録その他の情報は、日本学生野球協会が保管する。

(細則の制定)

第7条 審査室は、審査手続に関する細則を定めることができる。

(施行日)

第8条 本規則は平成22(2010)年4月7日から施行する。

平成 24(2012)年 4 月 18 日改正 施行

以上

不服申立に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「憲章」という。)第32条第1項および第33条第1項に定める日本学生野球協会に対する不服申立について、その手続を定めることを目的とする。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、日本学生野球協会事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(規則の解釈)

第3条 この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本学生野球協会の解釈に従うものとする。

(代理および補佐)

- 第 4 条 当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。
- 2 日本学生野球協会は、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。
- 3 前項の日本学生野球協会の判断に対する独立した不服申立はできない。

(事務)

第5条 この規則による審査に関する事務は、日本学生野球協会事務局が行う。

(免責)

第6条 日本学生野球協会の役員、不服申立に関する審査に当たる委員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、審査手続に関する作為または不作為について、責任を負わない。

第2章 不服申立に関する審査

(不服申立ができる者)

- 第7条 不服申立をすることができる者(以下「申立人」という。)は、次に定める者とする。
 - ① 学生野球団体の決定(競技中になされる審判員の判定を除く。)により不利益を受けた者。
 - ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟により注意・厳重注意を受けた者。
 - ③ 審査室により処分決定を受けた者。

(決定に関する不服申立)

- 第8条 学生野球団体の行った決定、注意・厳重注意または審査室の処分決定により不利益を受け、憲章第32条第1項または第33条第1項に基づき当該決定に対して不服申立をする場合には、申立人は、理由を付して、日本学生野球協会に不服申立書を提出しなければならない。
- 2 不服申立は、申立人が学生野球団体による決定、注意・厳重注意または審査室の処分決定の 通告を受けた日から1か月以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

- 第9条 日本学生野球協会は、不服申立があった場合には、理事会が指名する理事3名からなる不服審査委員会により、不服申立に関する審査を実施する。当該不服申立に関する利害を有する理事は、不服審査委員会の委員となることができない。
- 2 不服審査委員会は、非公開とする。
- 3 不服審査委員会は、過半数をもって決定する。
- 4 不服審査委員会の委員および日本学生野球協会の事務局員並びに審査の関係者は、審査 過程で入手した事実について守秘義務を負う。
- 5 不服審査委員会は、必要があるときは、決定を下した学生野球団体または申立人に対して、書面による意見および証拠資料の提出を求めることができる。
- 6 不服審査委員会は、必要があるときは、決定を下した学生野球団体、申立人または関係者を 聴聞することができる。

(不服申立に対する不服審査委員会の決定)

- 第 10 条 不服審査委員会は、不服申立が憲章および本規則の定めに適合せず、その不備が 補正されないときは、不服申立を却下することができる。
- 2 不服審査委員会は、不服申立に理由がない場合には、申立を棄却する。
- 3 不服審査委員会は、不服申立に理由がある場合には、決定を取り消す。
- 4 不服審査委員会は、学生野球団体の行った決定、注意・厳重注意または審査室の処分決定 に変更を加える必要があると認めるときは、決定を変更することができる。
- 5 不服審査委員会は日本学生野球協会会長に対して、前4項の決定を通知する。
- 6 日本学生野球協会は申立人に対して、学生野球団体を通じて、決定を口頭で通告し、その後すみやかに決定書を送付する。
- 7 第 1 項ないし第 4 項の決定は、決定内容が学生野球団体を通じて申立人に通告された時、 効力を生じる。

第3章 緊急不服申立に関する審査

(緊急不服申立)

第 11 条 学生野球団体の行った決定、注意・厳重注意または審査室の処分決定に対して、申立人から通常の不服申立による手続によっては著しい不利益が生じるおそれがあるとの申立があり、必要があると認める場合には、会長は、緊急不服申立として、以下の手続(以下「緊急不服申立手続」という。)によることができる。

(緊急不服審査委員)

- 第 12 条 緊急不服申立手続の必要があると認める場合には、会長は、緊急不服審査委員として 理事 1 名を指名し、その者に不服審査を行わせる。
- 2 緊急不服審査委員による審査に関しては、第2章の規定を準用する。

第4章 日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立

(日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立)

- 第 13 条 日本学生野球協会の下した不服申立に対する決定に対して不服ある場合には、申立人は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立ができる。
- 2 日本学生野球協会の下した決定(前項の決定を除く)については、その決定により不利益を受ける者は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立ができる。

3 日本スポーツ仲裁機構における仲裁申立については、スポーツ仲裁規則に従う。

附則

(施行日)

第 14 条 本規則は平成 22(2010)年 4 月 7 日から施行する。

学生野球資格の回復に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)第16条に基づき学生野球資格 の回復に関する手続を定める。

(学生野球指導者への回復)

- 第2条 プロ野球団体退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団体関係者は当該学校長の申請により、当該都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会において、学生野球指導者として適性審査を受けることができる。
- 2 実習助手、非常勤講師としての在職期間は、教諭歴に加えない。
- 3 特別支援学校の経験は教諭歴に加える。
- 4 中学校教諭の経験は教諭歴に加える。
- 5 高校、特別支援学校、中学校での臨時的任用講師(期限付任用講師)の経験は、教諭経験に準ずるものとする。
- 6 第1項の申請手続については別途定める。

(学生野球指導者への回復)

- 第3条 プロ野球団体退団後、大学の専任教員(教授、准教授、講師、助教)として通算2年 以上在職している元プロ野球団体関係者は、当該大学学長(総長)の申請により、当該大 学が加盟する大学野球連盟、全日本大学野球連盟を経て、日本学生野球協会において、 学生野球指導者としての適性審査を受けることができる。
- 2 前項の申請手続については別途定める。

(審判員への回復)

第 4 条 都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、 プロ野球を円満退職した者について、人格、識見、技術ともに優れ、且つ本憲章ならびに各連 盟で定められた諸規定を誠実に遵守するものと認められる場合には、その者を審判員に委嘱す ることができる。その候補者は、当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学 野球連盟を経て、日本学生野球協会の適性審査を受けなければならない。

2 前項の申請手続については別途定める。

(その他)

第5条 前3条以外の学生野球資格の回復については、本憲章第16条第1項に基づき、日本学生野球協会において、必要に応じ審議するものとする。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

平成24(2012)年2月22日 改正 平成24(2012)年3月1日施行

暴力根絶プロジェクト 分科会 暴力のカテゴリー、メカニズム、ロードマップ

1. 日時:2013年5月8日(水)18:00~21:00

2. 場所:本館5階談話室

4. 打合せ内容

- 1) 「暴力がおきた時の処分」分科会概要報告
 - ①処分は競技者規程に基づいて行う。
 - ②医療機関にかからなくともよい事案は現場でスピーディーに対応することが 重要であるため、競技者規程罰則の部分を一部都道府県&加盟団体に移 譲すると同時に、処分をしたら、全て全柔連に報告させる。処分は所属団体 及び本人に通知する。
 - ③都道府県&加盟団体が上記②の処分ができるよう、規程の整備を促す。その協力を全柔連が行う。
 - ④上記②&③については総務委員会と協議し、規程整備を委託する。
 - ⑤医療機関にかからなければならない事案は全柔連で対応する。
 - ⑥暴力根絶の窓口を作る。大会では大会事務局に窓口を設け、それ以外では 全柔連(第三者窓口)、都道府県、加盟団体に窓口を設けることで、被害者 が告発しやすいようにする。(第三者窓口はプロジェクトで対応するが、それ 以外の窓口は都道府県&加盟団体に依頼する必要あり。)

⑦具体的な処分

- 医療機関に係らないものに関しては口頭注意を原則とし、当事者から今後 暴力を振るわない旨誓約書を取る。
- ー当事者には弁明の機会を与える。必要に応じて被害者から事情聴取す る。
- ー連帯責任は取らせない。処分は当事者に限る。当事者とは暴力を振るった者及び暴力を指示した者を指す。都道府県&加盟団体がより重い処分をすることを妨げない。
- ⑧半年毎に見直す。

上記に対して以下意見があった。

一非会員をどうするかきちっと考えるべきである。

(全柔連と講道館の役割や全柔連会員登録していないで指導している指導者に暴力をどう防ぐか、短期的には難しいかも知れないが、この機に取り組むべきである。)

- 日本中の柔道家を全柔連に登録させることを提案してはどうか。(前項と同じ)
- ー今の規程で公権力を行使できるか心配である。優先順位や一事不再理との関連もある。しっかり議論をすべきであると思う。
- 2) 暴力の定義

極力簡明に手短く記載

以下でよいか。

- ① 身体的制裁(なぐる、ける、突き飛ばす等)
- ② 非身体的制裁(言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧など)
- ③ ハラスメント(いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラス メント)
- ④ その他社会通念上暴力と認められるもの

これに対して以下意見あり。

- -④に非合理的指導による制裁(安全確保の点から認めがたい身体的負荷など)を加えるべきである。練習を名目にした「いじめ(シゴキ)」を意識。
- ーセクシャルハラスメントについて詳述する予定であることを説明した所、それは 必要であるとのこと。
- 3) 暴力のメカニズム

以下でよいか。

- ① 柔道競技力の即効的な向上を狙うもの
- ② 力関係の差があるもの
- ③ 秩序維持
- ④ 言葉で指導できない指導者の未熟さ
- ⑤ 勝利至上主義による競技力向上への焦り

これに対して以下意見あり。

ー暴力のメカニズムでは判りづらい。暴力を防止するためにどういう場合に起きや すいかを丁寧に説明する方が良い。 4) ロードマップ
 添付参照。

これに対して以下意見あり。

- ーアンケートをして実態把握を至急行うべきである。業者や大学を利用することも 考えてはどうか。
- ーポスターなどは業者に考えて貰う方が早い。費用は掛かるが。
- 添付は短期的なロードマップである。もっと中長期的なものが必要ではないか。 具体的には全柔連と講道館の協力であるが、それを書けないのであれば、全 柔連会員の把握、指導者のあり方について等を記すべきである。

暴力根絶に向けて(案)

2013年5月 全日本柔道連盟暴力根絶プロジェクト

柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、答申が出された。暴力は、身体的なものであろうと、非身体的なものであろうと、被害者の人権を侵害し、人格破壊に至る可能性が極めて高い。どんな言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。そこで、第三者委員会答申に基づく暴力の根絶のため、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。

はじめに(論理の進め方)

先ず、柔道人としてどうあるべきか提言し、その上で何が暴力なのか、暴力を起こした場合処分をどうするかに言及し、しかる後に具体的な実行案を提示する。

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

すべての柔道人は、柔道本来の崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。これは全柔連「倫理に関する基本方針」に記載の通りである。暴力行為は、社会通 念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な 競技力向上を図っても、被指導者の真の成長は実現するものではない。

柔道は人間教育を旨としており、試合や練習時に留まらず、日常生活においても 柔道の精神を守り、礼儀を守ることこそが、柔道の本質と言える。その意味で、全 ての柔道人は、柔道の原点に帰り、人間教育を主体とした柔道を行い、暴力の 温床となる誤った勝利至上主義は厳に慎まなければならないのである。

Ⅱ 暴力の定義など

- 1. 暴力(体罰を含む。)の定義
 - 1) 身体的制裁(なぐる、ける、突き飛ばす等)
 - 2) 非身体的制裁(言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧など)
 - 3) ハラスメント(いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント)
 (セクシャルハラスメントについては後刻詳述する。)
 - 4) 非合理的指導による制裁(安全確保の点から認めがたい身体的負荷等)

5) その他社会通念上暴力と認められるもの

2. 暴力の対象

- 1) 指導者が被指導者に対して行うもの
- 2) 被指導者同士(先輩と後輩や仲間通し)で行われるもの
- 3) 被指導者が指導者に対して行うもの

3. 暴力を防止するために

暴力は以下の場合に起き易い。かかる事態に対しては十分な配慮が必要

- 1) 柔道競技力の即効的な向上を狙う場合(恐怖を与えることで即効的な効果を狙う。)
- 2) 指導者と被指導者等の力関係の差がある場合
- 3) 表面的な秩序維持を図る場合(恐怖による秩序維持)
- 4) 指導者が未熟のため言葉で指導できない場合(口よりも手が先に出る。)
- 5) 勝利至上主義による競技力向上への焦り(勝利至上主義は必ずしも悪くないが、誤った勝利至上主義や焦りが暴力を呼ぶ。)

4. 暴力の行使場所

- 1) 試合場
- 2) 練習場
- 3) 練習以外の場所

Ⅲ 暴力がおきた場合の処分

1. 処分は競技者規程に基づいて行う。

『競技者規程第7条

本連盟は、競技者(*1)が第5条または第6条(*2)の規程に違反した場合は、その違反の程度に応じ、次に掲げる処分を行う。

- (1) 会員登録の永久停止。
- (2) 期間を定めた会員登録停止。
- (3) 文書による戒告。
- (4) 口頭による注意。』
- *1 役員・指導者を含む。
- *2 競技者として柔道の品位を著しく汚す行為をすること。

- 2. 医療機関にかからなくともよい事案は現場でスピーディーに対応することが重要であるため、競技者規程罰則の部分を一部都道府県&加盟団体に移譲すると同時に、処分をしたら、全て全柔連に報告させる。処分は所属団体及び本人に通知する。
- 3. 都道府県&加盟団体が上記2. の処分ができるよう、規程の整備を促す。 その協力を全柔連が行う。
- 4. 上記2. 及び3については総務委員会と協議し、規程整備を委託する。
- 5. 医療機関にかからなければならない事案は全柔連で対応する。
- 6. 暴力根絶の窓口を作る。
 - 1) 大会では大会事務局に窓口を設ける。
 - 2) 大会以外では全柔連(第三

者窓口)、都道府県、加盟団体に窓口を設ける。3) 上記により被害者が告発し やすいようにする。

(第三者窓口はプロジェクトで対応するが、それ以外の窓口は都道府県&加盟団体に依頼する。)

7. 具体的な処分

- 1) 医療機関に係らないものに関しては、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後暴力を振るわない旨誓約書を取る。
- 2) 当事者には弁明の機会を与える。必要に応じて被害者から事情聴取する。
- 3) 連帯責任は取らせない。処分は当事者に限る。当事者とは暴力を振るった 者及び暴力を指示した者を指す。都道府県&加盟団体がより重い処分を することを妨げない。
- 8. 処分後条件が整えば復帰を認める。
- 9. 処分については半年毎に見直す。

課題:全柔連登録会員以外への対策

Ⅳ 暴力根絶対策の実行

人間の意識を変えるのは非常に困難である。しかし、意識が変わらなければ暴力の 根絶はできない。そのため、以下プロセスで意識改革を断行する。

1. ロードマップの作成

暴力根絶のためには実行が肝心である。しかし、総花的対応では実行が覚束ない。むしろ、スピード感を持って一歩一歩確実に進めて行くことが、目的到達の 早道になると思料する。そこで実現するべき事項のロードマップを作成し、確実な 実現を目指す。実現すべき事項は時々刻々と変化するので、ロードマップをその 都度変更して実現に当たるのが肝要である。

ロードマップのたたき台は添付の通り。

【以下は取り敢えずの実行項目である。ロードマップにて詰めるべき事項である。】

- 2. 第一弾として以下を実行する。 柔道関係各位より全面的協力の取り付け
- 3. 第二弾として以下を実行する。
 - 1) 暴力根絶の宣言文作成
 - 2) 種々大会監督会議における暴力根絶訴えかけ
 - 3) 種々大会挨拶における暴力根絶の訴えかけ
 - 4) 暴力根絶に向けたシンポジウムの効果的実行
 - 5) 暴力根絶を訴えかけるポスター作成及び配布
- 4. 第三弾として以下を実行する。
 - 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
 - 2) 暴力に頼らない指導方法の提示(該当委員会に依頼)
- 5. 第四弾として以下を実行する。
 - 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
 - 2) 暴力根絶プロジェクト会議を月一回開催し、各団体代表より暴力根絶状況の 報告を受け、対策を協議する。
- 6. 暴力根絶プロジェクトは、暴力根絶状況をモニターし、その状況に応じて、対策を協議する。
- 7. 半年毎に取り組みの見直しをする。

2013.5.8現在

_	年月	2013年													2014年											2015年														
1		5		6		7		3	3		9		1	0		11		1	12		1 2	3	4	5	6		8 9	9 10	11	12	1	2 3	3 4	5		7		9 1	0	1
	-m -t- A					ļ					ļļ					ļ						ļ							ļļ					<u>.</u>						
	理事会			0		ļ <u>i</u> .				ļ	<u> </u>		()				<u>.</u>				0			0			Ο	ļļ			0		ļ	Ο			C)	
											ļ																		·					ļ	ļ					
	暴力根絶宣言文					ļ					ļ	······•										ļ							·					ļ	ļļ.					••••
	泰刀依祀旦己又 総務委員会と協力	打合せ					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	z → 1	策定		ļ ļ		> √ 7	く ⋛≣刃	発表			<u>.</u>				ļ							ļ					·······	: <u> </u> -					
ľ	心勿女兵ムと励力	יים נו				<u>†</u>	7	F.A.	* Æ	· [†***†	.	7	\ <u>pi</u>	九10							<u> </u>					 		†					······•	ii-					
	大会での訴えかけ		ii	☆ —							1											1							1				<u> </u>					<u></u>	<u></u>	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			☆ — 承認		 !				大	会・監	督会	≩議≀	こて	暴力	艮絶	の訴	えか	け			1		•••••					•											•••
						}										,,,,, ,,,										•••••	••••		•						: <u> </u>					•••
	競技者規程の変更		\rightarrow	☆																																				•••
	(一部規程の変更)	打合せ		承認			į]	į								1							<u>.</u>													
	総務委員会に委託					<u>.</u>					<u>.</u>																								įį.					
	110 MHz					ļ				. .	ļļ											į							ļ					<u></u>	<u></u>					
	指導者規程の制定			☆ —		<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>	.	<u> </u>		<u> </u>	と に認		ļ	ļļ.	<u>.</u>				ļ						.	ļļ			ļ		ļ						٠
		打合せ		制定剂	於認	ļ		[文]	策定		ļļ			、認								ļ							ļ					ļ	ļļ.					
	総務委員会に委託										ļ											ļ												ļ	<u></u>					
	ᅓᄆᄼᇌᅌ			☆		ļ				·	ļļ											ļ							ļ					j	ļ					
	窓口の設定 大会・第三者・都道府県	l		窓口部	· -		्	БП:	设定	·			> ¼ ∓	て ぞ認				········				ļ							ļ						<u> </u>					
	人云·第二句·郁道所宗 各団体			心口的	又化刀	へた	元	211	汉.	·	 	<u>.</u>		\ <u> </u>			·····-	<u>-</u>				!							ţ				·		<i> </i> -					
l	規程制定									<u> </u>	<u> </u>		, ,	ہ				·····•				•							·					·······	: <u> </u>					- 11
l	かいまかりた										•		<i>"</i> 译	く く認															•						/i-					
	ポスター	☆ —		☆ —		 			\longrightarrow		•		<u>F</u>	` IIIU								ļ				·····•		··•	·					······································	:l					••
	外部委託	業者に作品		 承認		配付	† <u> </u>	••••			† †	·····	<u>-</u>				·····	·····				İ	İ	*****			···•	· • ·····	†				1							••
							<u>.</u>	····			1 1	·····	····					······································		-		Î				•••••		- <u>- </u>	Ī			····								••
	指導方法の提示			☆ 一 承認								>	7	Y	配布]																				
ŀ	教育普及委員会に委託			承認									孑	〈認	・配布							<u>.</u>																		
						ļ <u>i</u> .	<u>į</u>			ļ	<u>į į </u>	<u>.</u>				ļ		<u>.</u>				<u>.</u>							ļļ				. .							
	実態把握			☆		<u></u>					<u> </u>	➾	. ,		<u></u> ,.	ļ						ļ							įį					ļ						
ľ	アンケート			承認		ļ					ļļ			〈認	配布	ļ						ļ												<u></u>	<u> </u>					
	1. 4 					ļ					ļļ	<u>į</u>				ļ	. .	.				į												<u> </u>	<u></u>			.		
	セクハラ定義			☆ — -z.=v		ハむ	1 🛆 //	- **		ļ	ļļ			र ≣का		ļ						ļ							ļļ					;ī	/					
	女性分科会	l		承認		万个	会作	F.未		·•	ļ ļ	·····-		‹認		ļ		<u>.</u>				ļ				····-		.	ļ				·	}J	<u> </u>					
						ļ		·····		·	ļ	·····•				ļ		······································				ļ	·····•						·•				·•••••••	;i	ļļ.	j.				
ł			+ +	+			-	÷	+	!	 	÷	+	÷	+			÷	÷	1	+				÷	÷					-	+			 		-	+	\dotplus	_
	全柔連会員以外の					! <u>†</u>				·	<u> </u>																		<u> </u>						<u></u>				<u></u>	
	エネ是公員のパン 柔道人への普及										† <u>†</u>				事	案分	析		·····			旦化	太的	方第	第日	E&3	 12行		·						/ <u> </u>					•
	术 是八 					 !														•••••			1.6.77				``							[: <u> </u>					•
										1	1		••••									•							•											•
			Ti i			i i	·····Ť···				1 1	·····	····				İ	·····			····	Î				••••			Ť											•
												į								1								Ĭ									ĺ			
						ļ					ļ <u>Ī</u>					ļ						ļ							ļ						ļļ.					
						ļ					ļ .					ļ				. J		į																		
l						ļ					ļļ	<u>.</u>				ļ				.ļ		ļ												<u>.</u>	<u>į</u> į.					
l						ļļ.				ļ	ļ <u>.</u>					ļ				. . 		<u> </u>							ļļ					<u></u>					ļ.	
	モリタリング &					ļ				ļ	ļļ									. 		☆	<u> </u>			.	→ ☆		ļļ			> ☆					\rightarrow			_
l	定期的対応見直し					ļ				. .	ļ	·····•				ļ		.		. . 		見ī	‼し.					直し					直し	<u>.</u>	<u></u>			見直	ر ا	
1		1 1 1	1 1				•		:	:	: :					: :	: :			1		1 1	: :						: :					, ,	. I					

ス ポ ツ界における暴力行為根絶宣

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価【はじめに】 ツの意義や価値を再確認するとともに、

障が 1 \mathcal{O} 有無や年齢、

年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。さらに、次代を担う青少年の建いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、緑を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、緑を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。

あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

宣

ツスみ、世と、イスの ツは、何よりも平和と友スタイルの創造に大きくみ、環境や他者への理解人々が暮らす地域におい世紀のスポーツは、一層 現代社 社会にお

行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為で明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツ在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの、しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が あを透顕

為根絶を以下のように宣言する。ポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価 私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、ス スポーツ界ので、スポーツ界ので、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界のでは、スポーツ界 小一ツ界における暴力行を守り、二十一世紀のスーツ界における暴力行業 行ス為

○指導者は、 人権 \mathcal{O} 侵害であり、 スポ 全ての ツが の人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪う人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、 ツを行う機会自体を奪うことを自覚する。 暴力行為がスポ ツ \bigcirc 価値と相反

導における必要悪という誤 導者は、 暴力行為による強制と服従では、 った考えを捨て去る。 優れ た競技者や強 1 チ Δ \mathcal{O} 育成が 図れ ないことを認識 Ļ 暴力行為が 指

成に努力し、〇指導者は、 信頼関係 ス ポ ツ 5の下、常に7クを行う者の1 常にスポーツを行う者とのコミュニケー者のニーズや資質を考慮し、スポーツを Ļ ツを行う者自らが ショ ンを図ることに努める 考え、 判断す ることの できる 能力 \mathcal{O} 育

命 を担う、 指導者は、 フ エアプ V ツ ーの精神を備えたスポーを行う者の競技力向上の のみならず、 ッパ ソンの育成に努める。ず、全人的な発育・ご 発達を支え、 -+ 一世紀にお ける ス ポ ツ \mathcal{O}

スポー ツを行う者

覚する。 \bigcirc 喜びや夢、 スポ ーツを行う者、 感動を届ける自立的な存在であを行う者、とりわけアスリート り、は、 自スポ が ~スポー -ツという世界共価値を自覚し、2 それ 、共通の人類の文化を体現する者であることを自 を尊重 Ļ 表現することによ 0 て、 人 々に

神で \bigcirc でスポ ポ ーツ活動の 動の場から暴力行為の7者は、いかなる暴力 かなる暴力行為も行 \mathcal{O} 根絶に努める。 わ また黙認せず、 自 己 \mathcal{O} 尊厳 を 相手 \mathcal{O} 尊重に委ねる 工 ア ゚゙゚゙゙゙゚゚゚ \mathcal{O}

スポーツ団体及び組織

ける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。○スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・ ・利益の保護、 そのため、 スポーツにお さらには、

ためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶する○スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、 為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。 しかしながら、我が国では、ことは人権の一つであり、フェ の隆盛は、スポー で文化的な生活を営む上スポーツは、青少年の ツは、 ツを通した国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行う営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会1少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康 フェア これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行工アプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。 ともすれば厳しい指導の下暴

スポーツの未来を担うのは、現代を生行為根絶に向けて取り組む必要がある。 を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポー ツ \mathcal{O} 持つ価値

事実を直視し、強固な意志を持って、いかたらの取組が十分であったとは言い難い。本言これまで、我が国のスポーツ界において、 これまで、 いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。、。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為のいて、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それ

豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、 暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。 の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為 り根絶が、 本宣言は、これまで、 あらゆるスポ ツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日 ーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行う者を守り、スポ それらのスポーツ関係者と共に、 ーツ界の充実・発 スポーツを愛し、

ばならない。 ともに、スポー この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、 ツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、 広くスポー 継続的な実行に努めなけれ ツ愛好者に周知すると

つ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。 また、今後、 国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グロー バルな広がりを展望しつ

い強固な意志を示し、 .強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有されろ最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ1の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、 ツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくこ スポーツ界における暴力行為を許さな 支援することが望まれる。これまでの取組の上に、* 本宣

平成二十五年四月二十五日

公益財 公益財 公益財団法人全国高等学校体育連盟 別団法人日本オリンピッ別団法人日本体育協会 、団法人日本障害者スポーツ協会、団法人日本オリンピック委員会 法人日本中学校体育連盟